

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 産業廃棄物処理施設の変更許可申請につ
いての縦覧

循環型社会推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 地域森林計画の決定

林政課

○ 地域森林計画の変更

治山課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興
課

【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 エコシステム山陽株式会社

(2) 住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷一一二五

(3) 代表者の氏名 代表取締役 山田 耕司

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字長尾六五九番二、字池ノ内六六七番

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収義務対象品を除く。）を含む。） 以上十六種類

(2) 特別管理産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん 以上十種類

5 申請年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から令和六年二月十六日まで

2 場所

岡山県美作県民局地域政策部環境課、美咲町住民生活課及び美咲町柵原総合支所
地域振興課

三 意見書の提出

1 期限

令和六年三月一日

2 提出先

3

岡山県美作県民局地域政策部環境課

意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名及び住所

(2) 申請者の名称及び住所

(3) 施設の設置場所

(4) 施設の種類

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

◎岡山県告示第十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年一月十六日

指定した医療機関

名称

ホリエ薬局

さくら薬局 倉敷インター店

所在地

総社市駅前一―八―七二

倉敷市西坂七五二―七

指定年月日

令和五年十一月二十八日

令和六年一月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、令和六年四月一日以降十年間における旭川森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町下加茂字市場一〇六八の一、一〇八〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字市場一〇六八の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇八〇の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町建部上字今福二一七、二一八、二二一の一、二二一の二、二二二から二二七まで、二二八の一、二二八の二、二二九、二三〇、二三六の第一、二三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字今福二一七・二二一の一・二二二・二三七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三から二二七まで、二二八の二、二二九、二三〇、二三六の第一

の第一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市落合町阿部字明体三四二三、三四二四の二、三四三二、三四三三、三四三四の三、三四三五、三四三八の一、三四三八の三、三四三九の一、三四四一の一、三四四二の一、三四四七、三四四八の三、三四六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字明体三四二三・三四二四の二・三四三二・三四三三・三四四七・三四六〇

（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市巨瀬町字背禿山ノ内女夫岩一一六三の四〇、一一六三の一一六から一一六三の一二二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字背禿山ノ内女夫岩一一六三の四〇

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市成羽町坂本字上光川北三〇一一の三八、三〇一四の一六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上光川北三〇一一の三八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市成羽町坂本字上光川北三〇一四の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

津山市

二 事業の種類

津山市大崎公民館移転新築事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県津山市金井字三反田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

津山市大崎公民館移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津山市は、本件事業を「津山市第五次総合計画後期実施計画（令和四年五月策定）」に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、二階建ての既存公民館を平屋建てにすることで高齢者や障害者、妊婦の方々等様々な利用者が活動しやすくなり、また自家用車での利用が多い当該施設に対し、周辺道路の幅員が広く、必要な駐車台数二十台を確保できる敷地へ移転することにより、施設利用者の利便性の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①農地等の利用や周辺住民に与える影響が少ないこと、②幹線道路等に沿っており、大崎地区のどの場所からも交通の利便性が確保されていること、③津山市公民館整備方針に定める必要面積が確保できること、④敷地造成が容易であり、整備に係る経費が安価であること、⑤土砂災害警戒区域及び河川洪水浸水想定区域の区域外であることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、自家用車での利用者の多い当該施設に対し、必要な駐車場

面積が確保可能な敷地へ移転し、また、ユニバーサルデザインの採用、新耐震基準に適合した施設を新築整備することで利用者の利便性の向上を図るものであり、各種講座や会議等の開催時には路上駐車が発生し、往來の危険を招いていること、また、地域住民からその早期完成を強く要望されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

津山市地域振興部生涯学習課

〔一六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市	調査を行った者の名称
令和四年六月 、 令和五年十月	調査を行った期間
玉野市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
南七区の一部	調査を行った地域
令和六年一月九日	認証年月日

〔一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市牛窓町長 浜地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、路線 測量及び現地測量）	測量の種類 類
令和五年十二月十五日	終了年月 日

〔一八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町妹地 内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和五年十二月二十二日	終了年月日

〔一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町西川 上地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年十二月二十二日	終了年月日

〔二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市酒津地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年十一月七日	終了年月日